



宮 崎 県 公 報

令和3年1月1日（金曜日）号外 第1号

発行・印刷 宮 崎 県
宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 44,400円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- (家畜防疫対策課) 1

告 示

宮崎県告示第1号

令和2年宮崎県告示第974号の4（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限）を次のとおり変更する。

令和3年1月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動制限区域
 - ア 宮崎市田野町甲（楢原、中原、西ノ原、後原、中ノ原、崩ノ上、崩ノ下、中渡瀬、前田、青木、札ノ元、又五郎、尾八重、倉谷、尾脇、谷口、村内、尾脇山、前平、芳ヶ迫、鬼丸、野首、新村、仏堂園、芝原、白石、築地原、西平、中木場、入角、桃ノ木原、下平、末折松、中河原、山口、上水流、鏡、畑田、楠原、黒草、黒草原、本野原、本野、本野河内、高野原、高野下河内、高野河内、木場ノ段）、田野町乙（下ノ段、松坂、柿ノ木田、通山、琵琶首、門田、四方美人、権現山、上ノ門、樋渡、梅ノ木田、園田、畑田、坂ノ下、札ノ前、七野、南畑、長畑、片井野、上南原、下ノ原、小番所、藤ノ元、山ノ神、小島、天狗谷、鶴戸尻、清水ヶ久保、上榎木田、下榎木田、拾八割、山内、野付、上塚原、中河原、上ノ神、下ノ神、下丹後作、永田、学ノ木原、山内原、南原、六反原）、田野町あけぼの1丁目、田野町あけぼの2丁目、田野町あけぼの3丁目、田野町あけぼの4丁目